

循環経済の推進に向けた 取組状況

2021年11月16日

伊藤貴輝

環境省 環境再生・資源循環局

総務課 循環型社会推進室



経済社会のリデザイン「3つの移行」について

<ウィズコロナ・ポストコロナの時代>

「3つの移行」で経済社会をリデザイン(再設計)

⇒地域循環共生圏(ローカルSDGs)の創造

脱炭素社会

- ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ
- 「新たな日常」の脱炭素化
- 脱炭素イノベーション加速化

循環経済

- プラスチック資源循環戦略の具体化
- 持続可能な廃棄物処理体制構築
- レジリエントな廃棄物処理

分散型社会

- 「気候変動x防災」「適応復興」によるレジリエント化
- 国立公園の抜本強化
- 新たな里地里山里海の創造

移行を支える取組

ESG金融・ナッジ等を活用した社会変革

- ESG金融、インパクトファイナンス
- ナッジ
- 脱炭素経営、スタートアップ支援

環境外交の強化

- COP26、COP15 に向けた外交強化
- 大阪ブルーオーシャンビジョン拡大・深化
- 脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出

基盤となる健康と環境を守る取組

- 人獣共通感染症対策
- 石綿、PCB、水俣、動物愛護管理

東日本大震災からの復興・創生と未来志向の取組

環境再生に向けた取組の着実な実施

- 中間貯蔵施設の整備
- 除去土壌の再生利用推進
- 特定復興再生拠点の整備
- 放射性物質汚染廃棄物処理

未来志向の復興加速 -希望ある未来へのリデザイン-

- 脱炭素×復興まちづくり
- 滞在型ツアー、ワーケーション
- 国立公園満喫プロジェクト

- 「各対策の実現に向けた具体的な検討、深度化・精緻化」及び「各種制度面の整備・推進の仕組みづくり」を進めつつ、「3R+Renewableを基盤とした資源生産性向上による脱炭素化」及び「中長期シナリオのアップデート」を行う。

廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオ(案)

3R+Renewableを基盤とした資源生産性向上による脱炭素化
(循環経済アプローチによる可能性)

対策の方向性

重点領域Ⅰ：
資源循環を通じた素材毎の
ライフサイクル全体の脱炭素化

- 他分野との連携・調整
- 3R+Renewable概念の発展・深度化
- 素材ごとの検討熟度の向上
- 持続性の確保を前提とした適切な素材転換の推進

重点領域Ⅱ：
地域の脱炭素化に貢献する
廃棄物処理システム構築

- 地域に適したシステム、技術の選択・評価
- 生成物、エネルギーの有効利用に係る地域や動脈産業との連携
- CCUSに係る検討

重点領域Ⅲ：
廃棄物処理施設・車両等の
脱炭素化

- 技術開発の推進、実装

各種制度面の整備・
推進の仕組みづくり

- 環境整備による地域・民間の動きの促進
- 製造事業者、消費者等の意識改革・動向誘導
- 自治体の動きを支える人材面・制度面からの支援
- 取組時期の調整
- 国・社会全体の動きに合わせた制度検討

中長期シナリオのアップデート

技術の検討・選択／対策コストの検討／処理フローの検討／最新動向・情報の反映

G7 気候・環境大臣会合

- 日程：2021年5月20、21日（オンライン形式）
- 参加国：G7国（英国が議長）、ゲスト国（豪、印、韓、南ア）
- 日本からの貢献：産業分野のネット・ゼロに関連し「循環経済・資源効率性の原則」の策定を提案。

G20 環境大臣会合／気候・エネルギー大臣会合

- 日程：2021年7月22日（環境大臣会合）、23日（気候・エネルギー大臣会合）
- 参加国：G20国（イタリアが議長）ゲスト国（スペイン、オランダ、シンガポール等）
- 日本からの貢献：循環経済・資源効率性のベストプラクティス等を共有するポータルサイトの作成を提案。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景





- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <付け替えボトル>	
販売・提供	【使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <ワンウェイプラスチックの例>	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  <プラスチック資源の例> <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	【製造・販売事業者等による自主回収】 <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <店頭回収等を促進>	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

循環経済パートナーシップ



環境省・経産省・経団連の官民連携による「循環経済パートナーシップ」を通じて、循環経済への更なる理解醸成、取組の促進、国際社会におけるプレゼンス向上を目指す。



Japan Partnership for Circular Economy (J4CE : ジェイフォース)

創設団体：環境省、経済産業省、日本経済団体連合会

構成員：131企業・団体（11月1日時点）

事務局：IGES（地球環境戦略研究機関）

発足：令和3年3月2日

<https://j4ce.env.go.jp/>

具体的取組

- ◆ 日本の先進的な循環経済に関する取組事例の収集と国内外への発信・共有
 - WEBサイトで131事例を公表
 - うち28事例についての注目事例集の作成
- ◆ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ◆ 循環経済促進に向けた対話の場の設定



ご清聴ありがとうございました

